十年十四名ノ...ヲ主トシテ争議ヲ起シ関係ナル漁業者ナル
タルモ四名ト当事者ニ於テ此相違シテ十二月八日解決ヲ見タリ。

解決条件

一割天引ヲ廃止シ一割ハ之ヲ漁具ノ取得トシ残余
ハ之ヲ慣例ノ如ク配分ス情ヲ双方承認シタル...。

② 旧市染織株式会社

所在地、東京市浅草区橋場町二六八。

使用者、男 二一九名 女 八六名

争議者、男 一六四名 女 八六名。

争議経過、

十二月廿日年末賞与ヲ従業員ニ与ヘタルモ不公平ノ点アリトテ二十二日深夜
都職工地場博者ハ各職場ニ集合シ勤務シタル...職工間ニ

本邦ニハ手投鯨猟捕鯨ヲ主眼トスル手投船ト称シ他ノ
大ナル鯨ヲ捕獲スルハ困難ナルヲ以テ従来ハ獲物ヲ収ムル場合
ハ権利ヲ控除シタル実費ヲ労資間ニ折半シ手投鯨ニ於テハ
鯨ヲ捕獲シタル時ハ従来ノ外ニ実費（水揚高）ノ一割ヲ
基本料トシテ予メ業主ガトリ他ヲ折半シ来リシニ十一月
十四日以降二回鯨ヲ収メタル実費ヨリ二割ヲ控除シタル
船主側（労働者）ハ之ヲ不当トナシタルモ但シ実業ニ生シタル

ハ四名ノ

要求ノ件

二割天引ハ不当ナルヲ以テ手投鯨ト同様実費ヲ折半
ト改スヘシト

外ニ漁獲物取引関係ヲ有スル坂野猶松外二名ノ斡旋ニ
ヨリ同月ハ当事者ハ各々親権関係ニアリ唯此実情